広島工業大学建築·環境系学科同窓会五三会会則改正案 新旧対照表

	改正案	現行
第 17 条	1.正会員となろうとする者は、入会時に終身会費 15,000 円を納入しなければならない。	本会活動の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。 1.正会員となろうとする者は、入会時に終身会費12,000円を納入しなければならない。 2.建築・環境系学科学生は、入学時に、正会員終身会費を前納することができる。 3.本会に学生部会を置く時は、当該学生会員活動のための基金を設けることができる。
附則	1.本会則は、2016年度から施行する。 3.2009年以前に建築・環境系学科に入学し、これを卒業した者は、入会時における終身会費10,000円の納入をもって正会員とする。 4.2010年~2015年に建築・環境系学科に入学し、これを卒業した者は、入会時における終身会費12,000円の納入をもって正会員とする。	1.本会則は、2013 年度から施行する。 2.旧会則で終身会費を納入し正会員であった者は、本会則における正会員に移行する。 3.2016 年 3 月及びそれ以前の卒業生は、入会時における終身会費 10,000 円の納入をもって正会員とする。

広島工業大学環境学部環境デザイン学科学生部会匠会会則改正案 新旧対照表

	改正案	現行
第5条		本会は、次の者を以て組織する。
	1 学生会員 広島工業大学環境学部環境	1 学生会員 広島工業大学環境学部環境
	デザイン学科 <mark>及び建築デザイン学科</mark> の在学生で	デザイン学科の在学生で五三会終身会費を納入
	五三会終身会費を納入した者	した者
		2 工学部学生会員 広島工業大学工学部の
		在学生で五三会終身会費を納入した者
		3 会員はメールアドレスを会長に届け出なけれ
		ばならない。変更した場合も同様とする。
第 16 条		本会活動経費は五三会会費配分金、寄付金及び
		大学業務委託料等のその他収入をもってあてる。
	1 五三会会費配分金は、五三会から毎年度配	1 五三会会費配分金は、五三会から毎年度配
	分を受ける。本会役員は、新入生入学時 及び卒業	分を受ける。本会役員は、毎年度当初及び卒業
	畤、 五三会による会費徴収事務に協力する。	時、五三会による会費徴収事務に協力する。
		2 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3
		月31日に終わる。
		3 その他の会計事務については別に定める会
		計細則により行う。
附則	1 本会則は、201 <u>6</u> 年 4 月から施行する。	1 本会則は、2013年4月から施行する。